

下市町空き家解体・活用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等の除却を促進し、町民の安全・安心の確保を図るとともに、除却後のスペースを地域交流スペース等として有効活用することにより、下市町への移住定住を促進するため、その除却等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において下市町空き家解体・活用補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除却工事 空き家の全てを解体し、その廃材の撤去及び処分を行うことをいい、除却後の整地を含む
- (2) 地域交流スペース 防草対策を講じ、ベンチを設置するなど、町内の住民等が地域交流の場として利用できることを目的とした場所

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 下市町内に存すること
- (2) 補助対象建築物に所有権以外（賃借権を含む。）の設定がないこと。ただし、権利者全員から同意を得た場合を除く
- (3) 空き家（建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がされていないことが常態であるものをいう。）であること

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有している者又はその相続人であって、補助対象建築物の存する土地の所有者の同意を得た者
 - (2) 補助対象建築物の存する土地を所有している者又はその相続人であって、補助対象建築物の所有者の同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 納付すべき町税等を滞納している者
 - (2) 本人又はその世帯構成員が下市町暴力団排除条例（平成24年3月下市町条例第1

号)の規定により制限されている者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が行う補助対象建築物の除却工事
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可に限る。)を受けた業者又は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者が行う工事
- (3) 補助対象建築物解体後の敷地に、家屋等の新築又は地域交流スペースの設置を目的とした工事等を行うもの
- (4) 補助対象建築物解体後の敷地に、家屋等の新築工事等を行う場合、新築する家屋等について、建築基準法第6条に基づく建築確認の申請を行い、建築確認済証の交付を受けなければならない。
- (5) 補助対象建築物解体後の敷地に、家屋等の新築工事等を行う場合、家屋等の新築工事が完了していない場合でも、建築基準法第6条に基づく建築確認の申請を行い、建築確認済証の交付を受けていれば、事業完了とする。
- (6) 補助対象建築物解体後の敷地に、地域交流スペースの設置工事等を行う場合、防草対策を行い、ベンチを設置する等、町内の住民等がくつろげるスペースを設けること。また、地域交流スペース完成後も、定期的に防草対策及び清掃を行い、町内の住民等が心地よく利用できる空間を維持するための適切な管理を行うこと。
- (7) 補助を申請する年度内に当該事業が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 補助対象建築物の存する自治会への報告(補助金の交付申請前、除却工事着工前、除却工事竣工後の3回は必須)を行わないもの
- (2) 補助対象建築物が公共事業に伴う補償の対象となるもの
- (3) 第9条に規定する交付決定を受ける前に契約したもの
- (4) その他町長が補助金の対象として不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象建築物の除却に要する経費及び補助対象建築物解体後の敷地に、家屋等の新築又は地域交流スペースの設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、100万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、下市町空き家解体・活用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の不動産登記事項証明書等（所有権等を証明できる書類）
- (2) 町税の納税証明書
- (3) 補助対象事業の見積書の写し（補助対象工事とそれ以外の工事を明確に分離したもの）
- (4) 第5条第1項第2号の建設業者の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可書の写し又は解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し
- (5) 補助対象建築物が共有の場合にあっては共有者全員の同意書又は共有者代表による紛争等が生じた場合の確約書
- (6) 補助対象建築物に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合にあっては当該権利者の同意書
- (7) 申請者と補助対象建築物の所有者が異なる場合にあっては所有者の同意書
- (8) 申請者と補助対象事業を行う土地の所有者が異なる場合にあっては土地の所有者の同意書
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し下市町空き家解体・活用補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、下市町空き家解体・活用補助金不交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第15条に規定する報告や調査等に協力すること。

- (2) 補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- (3) 補助対象建築物解体後の敷地に、地域交流スペースを設置することを目的とした工事等を行う場合、防草対策を行い、ベンチを設置する等、町内住民等がくつろげるスペースを設けること。また、地域交流スペース完成後も、定期的に防草対策及び清掃を行い、町内の住民等が心地よく利用できる空間を維持すること。
- (4) 補助対象建築物解体後の敷地に、家屋等を新築することを目的とした工事等を行う場合は、着工前に建築基準法第6条に規定する建築確認済証を取得すること。

(補助金交付申請書の内容変更の届け出)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により当該補助対象事業を変更又は廃止しようとするときは、下市町空き家解体・活用補助金事業変更等承認申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、下市町空き家解体・活用補助金事業変更等承認通知書(第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の審査の結果、不相当と認めるときは、下市町空き家解体・活用補助金事業変更等不承認通知書(第6号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに下市町空き家解体・活用補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

この場合において、町長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- (1) 補助対象事業の契約書の写し(契約日は、補助金交付決定日以降の日付であるもの)
- (2) 補助対象事業の写真(着工前、施工中及び竣工後)
- (3) 補助対象事業の領収書及び明細書の写し(作成年月日、施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。明細書は補助対象工事とそれ以外の工事を明確に分離したもの。)
- (4) 建築基準法第6条に規定する建築確認済証(空き家解体後の敷地に、家屋等の新築工事等を行う場合のみ)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは下市町

空き家解体・活用補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、下市町空き家解体・活用補助金交付請求書（第9号様式）により補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等）

第15条 町長は、補助金の交付の目的を達するために、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、その補助対象事業の実施について報告を求め、必要な指示を行い、又は担当職員に実施調査を行わせることができる。

（交付決定の取消し）

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の指示に従わなかったとき又は第15条の調査等を拒み、忌避し、若しくは妨げるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて金額の返還を命じることができる。

（財産の処分制限）

第18条 交付決定者は、補助事業により取得した建築物及びその従物を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りではない。

（他法令との関係）

第19条 国、県並びに町の規定に基づき交付を受ける他の空き家解体に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。